

平 戸 市 監 査 公 表 第 155-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
建設課

第 3 監査の期間

令和 2 年 6 月 22 日（月）、23 日（火）、24 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：建設課】

区分	内 容	措 置
指導事項	<p>1 契約事務について</p> <p>令和2年1月30日付けで、建設課庁用自動車賃貸借にかかる契約を締結しているが、賃貸借期間終了後の物品の取扱いについて、契約書には「契約が解除、賃貸借期間終了の場合は、賃借人は速やかに物品を賃貸人に返還するものとする。」としている。一方、添付されている仕様書には「平戸市へ無償で譲渡。ただし譲渡に係る手数料等は、平戸市が支払う。」とあり、記載された内容が相違していたので、契約内容には十分注意されたい。</p>	<p>賃貸人と賃貸借期間終了後は仕様書のとおり「平戸市へ無償で譲渡」と確認した。令和3年度当初に変更契約を締結する。今後はこのようなことがないように、契約内容には十分注意する。</p>
	<p>2 関係例規の整備について</p> <p>下記の例規については、条文と様式に文言の相違が見られたので、適正な要綱整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市道路愛護推進事業実施要綱 ・平戸市私道寄附採納事務取扱要綱 ・平戸市道路沿線樹木伐採実施要綱 	<p>例規審査委員会（令和3年2月開催）へ改正案を提出し、相違点を修正した。</p>